

「酒造手引草 全」の解説と翻刻

鎌谷親善
石川道子

ここに翻刻し、紹介する文書は「酒造手引草 全」という題簽をもち、本文の第一丁目の冒頭に内題として「伊丹酒造諸式之控」と記されている。そして、和装袋綴じに製本(24.7 cm×17.0 cm)されていて、本文は三二丁である。最後の三二丁表に「安永九年庚子正月吉辰 筒井又右衛門修就」と記されている。

「酒造手引草」の存在は早い時期から知られており、例えば神戸税務監督局編・刊『灘酒沿革誌』においては、第四編、第一章第二節「米ノ選択及精白」の項の記述にあたって「童蒙酒造記」や「(日本山海名産図会)とともに、「酒造手引草」あるいは「酒造手引艸」の記述を引用していた。「酒造手引草」からの引用事項は、古米や新米の価格、精白した米から造られた酒の特性、精白のための杵、臼、搗精作業などである。¹⁾

また、伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史』第四卷、史料編一には「伊丹酒造諸式控帳」の題名のもとに伊丹市立図書館が架蔵す

る写本「伊丹酒造諸式之扣」を翻刻・掲載している。²⁾

前者の『灘酒沿革誌』においては、引用されている「酒造手引草」についての作成あるいは刊行年紀や執筆者など書誌学的事項の記載を欠いていたこと、くわえてその全容あるいは原本の所在が詳らかではないこともあって、「酒造手引草」そのものが疑問視され、記述についての信憑性にも疑義がもたれていた。さらには、『灘酒沿革誌』の記述における「酒造手引草」を引用した箇所と「童蒙酒造記」の記述とのあいだの整合性に関しても疑問を持たざるをえなかった。

後者の『伊丹市史』の史料編に掲載の翻刻「伊丹酒造諸式之扣」においては、末尾の部分が欠落しており、それもあって、作成年紀と執筆者については窺知することができなかった。著者は伊丹の住人であり、酒造に詳しい人物であるということが推定されたものの、それ以上は詳しいことは解らなかつた。成立年代については、享和

年間(一八〇一〜一八〇四)と推定するものもあつたが、文書の内容が『日本山海名産図会』(寛政十年(一七九八)序文・跋文、翌十一年刊)の冒頭の「摂州伊丹酒造」と少なくとも類似箇所があることから、にわかには同意し難かつた。「伊丹酒造諸式之扣」が『日本山海名産図会』の作成において参考にされていることは、酒造法における醸造り、醗の仕込み配合など、記述内容の比較検討から充分に首肯されることにくわえ、「伊丹酒造諸式之扣」の記述のなかに「近年南鍬金出来二付……」という箇所があることから、「伊丹酒造諸式之扣」の成立は南鍬二朱銀が鑄造されてから以降、『日本山海名産図会』が完成されるまでの間の時期であると、まず措定出来る。もう少し厳密に言うと、南鍬二朱銀の発行された明和九年(一七七二)から間もない時期に書かれていたこと、それに『日本山海名産図会』の執筆・作成の事情については後述するが、それを考慮するならば、成立時期は安永・天明期(一七七一〜一七八九)であるということまで推量が可能であつた。しかし、それ以上に正確に成立時期を推定することは困難であつた。

「酒造手引草」と「伊丹酒造諸式之扣」(あるいは「伊丹市史」の「伊丹酒造諸式控帳」と)の関係は解らず、いずれもが独立した酒造書と考えられ、しかもともに重要な文書であると思量されたものの、前者の名称をもつ文書が存在そのものが知られず、全文の復刻あるいは翻刻がなかつたことや、その原本の所在が詳らかではなかつたため、両者の関連について窺知する手掛かりは、まったく存在しなかつたといつてよい。そのために、後者の名称の文書については成立年代

が推定できても、前者の名前の文書はその作成年代が不詳であることから、これを典拠にした考察にはつねに信憑性に疑義をもたざるをえなかつたことは言うまでもなく、その事例の一つとしては既に『灘酒沿革誌』の該当事項について指摘しておいた。

このような状況にあつたとき、ケンシヨク「食」資料室が入手され、ここに翻刻・紹介する文書は「酒造手引草 全」という題簽をもち、文書冒頭に「伊丹酒造諸式之控」という内題が付けられている。このことから、これまで別個の文書であると考えられていた「酒造手引草」と「伊丹酒造諸式之扣(控)」とは同一の文書であることが判明した。しかも、『伊丹市史』で翻刻された「伊丹酒造諸式之扣」が末尾を欠いていたために詳らかではなかつた成立年代が安永九年(一七八〇)であること、および作成者が筒井又右衛門修就であることも確認できたのである。このことよつて、従来からあつた疑問や不明の点を解消させるものであることから、まことに貴重な文書といふべきである。

この文書は題簽の「酒造手引草」、あるいは内題の「伊丹酒造諸式之控」のいずれかの名称で呼んでこられたし、またそのいずれで呼んでも誤りとはいえないが、本稿では題簽にしたがつて「酒造手引草」と呼ぶこととした。

「酒造手引草」のもつ重要性は上記に留まらず、別掲の石川道子氏の論攷にあるように執筆者の「筒井又右衛門修就」が小西新右衛門家の一門に繋がる人物であると推定されるので、本文書のもつ史料としての意義がいつそう大きなことも容易に理解できよう。

というのは、「酒造手引草」が執筆された時期は、伊丹における酒

造業では宝暦四年(一七五四)の勝手造りの前後に新旧酒造家の交替が見られ、油屋、稲寺屋、堂屋、升屋等の嘗ての有力酒造家が没落して行くのに替って、加勢屋、紙屋、一文字屋などともに小西新右衛門家が台頭し、有力な地位を占めてきていた。⁵⁾この変化の起因は詳らかではないものの、新興の一角を占める小西家に繋がる人物の手になる「酒造手引草」は、そこに記載された酒造法が最先端のものであったと見てよからう。

他方、このような事情が背景となり、『日本山海名産図会』の作成に際して「酒造手引草」が参考となったことは推定に難くない。同時に、『日本山海名産図会』の作成において担当者と目される平瀬補世が完成を待たず死去したという事情、両者の作成意図の違い、成立ないし刊行年代の懸隔が大きいこと、製造や流通などに関する内容の差異の著しいこと、さらに別稿で指摘するような重要な誤りなどから、直ちにこのような推断を下すことは困難かと思われた。しかし、仕込配合および一仕舞いにおける米麴惣造り米高の数値の検討から、誤刻部分を訂正することで、「酒造手引草」は『日本山海名産図会』の作成で参考にされたという、先に挙げたような推察は大過ないことが明らかになるであろう。⁶⁾

以上のようなことを勘案し、「酒造手引草」の内容は、その成立期である安永期(一七七二〜一七八一)頃、あるいは十八世紀第三四半世紀における伊丹の酒造技術とそれを取り巻くさまざまな事情を窺知できる、きわめて信頼性が高い史料と言ってよからう。

「酒造手引草」あるいは「伊丹酒造諸式之控」という題名の文書は、ケンシヨク「食」の資料室架蔵の「酒造手引草」のほかは、管見の

限りにおいては、すでに翻刻されている『伊丹市史』第四巻、史料編一に翻刻・掲載されている「伊丹酒造諸式之扣」の写本、および『灘酒沿革誌』に引用文献として「酒造手引草」が挙げられ、そこで原文からの一部引用があるほかは、その存在を知らない。したがって、ケンシヨク「食」資料室架蔵本は『伊丹市史』の「伊丹酒造諸式之扣」との比較・検討からも優れた写本といえる。そして、後者の翻刻で誤記と思われた箇所は正しい記述が見られるし、欠落している条項の記載が存在することによっても、裏付けられる。しかし、このケンシヨク「食」資料室架蔵書「酒造手引草」もまた、幾度かの転写を経たものと推定され、明らかな誤記も少なからず存在するうえ、記述に疑義がある箇所も散見されることで、完全なとは言えない。したがって、今回翻刻したケンシヨク「食」資料室架蔵書「酒造手引草」と『伊丹市史』掲載の「伊丹酒造諸式之扣」とを比較検討されることを希望すると同時に、この種の写本の探索・発見をもあわせて期待するのでもある。

最後になったが、この「酒造手引草」の翻刻を許可されたケンシヨク「食」資料室(大阪市中央区高津一・二十九 菊山ビル)およびそのための労を煩わせた吉積二三男氏に対して感謝申し上げたい。用語や技術的事項についてご教示賜った菊正宗酒造記念館元館長森太郎先生には心からの謝辞を呈したのである。

なお、解説は鎌谷が、翻刻は石川が主として担当した。

文献と註

- (1) 神戸税務監督局編・刊『灘酒沿革誌』(明治四十年)三一四〜三二五

頁。

- (2) 伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史』第四巻、史料編一（伊丹市、昭和四三年）四九九〜五一五頁。
- (3) 袖木学「池田酒家用秘録」『酒史研究』第七号（平成元年六月）八五頁。
- (4) 鎌谷親善「江戸後期における酒造技術―灘酒の出現と特徴―」『化学史研究』第二二巻第二号（一九九五年七月）八五〜一一三頁、とくに一〇四頁。
- (5) 伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史』第二巻（伊丹市、昭和四四年）二七二〜二七三頁。
- (6) 鎌谷親善「酒造手引草、伊丹酒造諸式之控」について『酒史研究』第一四号（平成九年三月）二七頁。

凡例

- 1 漢字は新字体を用い、古字・俗字・異字体等は現在通行の字体に改めた。
- 2 変体仮名・合字は通行の仮名に改めた。片仮名はそのまま使用した。
- 3 底本にある振り仮名は可能な限りそのまま残した。
- 4 句読点や並列点を施した。
- 5 底本の誤記と思われる箇所は、あるものは訂正し、あるものはそのままとし、（ ）のなかに注記しておいた。意味が不明なもの、いずれとも解せるものは「ママ」を付けた。意味の解せない箇所には「カ」を付けておいた。脱落していると思われる箇所については（ ）のなかに補った文字を挿入しておいた。
- 6 『伊丹市史』第四巻、史料編一に掲載の「伊丹酒造諸式之扣」と著しくことなる箇所は上欄に記した。
- 7 専門用語の一部については、つぎに一括して註記しておく。註記しない用語を含め、御教示賜われれば幸いである。

用語の説明

- さし、見刺、米見杓 米刺のこと。
- さんじょうら さんだわらの誤記か。棧俵。
- こんぶり桶 こんぶり（桶）のことで、片手桶。『日本山海名産図会』では「ほんぶり」と記している。
- 水山 意味不詳。
- とんさ袋 どんさ、あるいはどんた、どんぎりに由来するもので、刺し子をした酒袋あるいは修理した酒袋を言う。
- はけなげ 意味不詳。
- ごと味噌 五斗味噌。ただし、東北地方や中国地方の五斗味噌とは製法が異なる。
- にかり にがり（苦汁）。
- 碓のさほ、へし角、角造り へし（押）角はおし（押）角とも称し、四寸以下の角材で、多少丸み、あるいは皮のあるものを言うが、ここでは皮付きの角材について、角はこれに対して皮のない角材のことを言っているものと解せる。
- 澄灰がぢけ 『伊丹市史』第四巻、史料編一、には「かしけ」とある。かぢけ、かしけ、いずれも意味不詳。
- 碓横かみ ヨコカミとは碓の桿を支持する心棒のこと。
- はつてふ笠 ばつちよう笠、パンジョウガサ（番匠笠）の転訛カ。



大坂学館本相傳五月廿日近比五石橋十月廿日
 一 例年秋田年四月廿日
 一 例年秋田年四月廿日
 一 例年秋田年四月廿日
 一 例年秋田年四月廿日

又 五月廿日
 又 六月廿日
 又 七月廿日
 又 八月廿日

又 九月廿日
 又 十月廿日
 又 十一月廿日
 又 十二月廿日

一 新酒を以て入る事候の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 新酒を以て入る事候の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 新酒を以て入る事候の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 新酒を以て入る事候の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 新酒を以て入る事候の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 神酒を以て入る事候の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 神酒を以て入る事候の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 神酒を以て入る事候の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

新酒酌入の節

一 新酒酌入の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 新酒酌入の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 新酒酌入の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 新酒酌入の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 神酒酌入の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 神酒酌入の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 神酒酌入の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 神酒酌入の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 神酒酌入の節也或ハ在り申すと云ふ人
の合ふ候も此の如く候也此の酒は

一 中ノ味

白米を蒸して飲む

中ノ味を好む者

但し酒神テ一日隔り申すゆゑのむかしとて

一日間とて飲む

一 仕也挽茶

仕也の味

仕也の味を好む者

但し中酒にけりて酒を好む者なり

白米を蒸して飲む

白米を蒸して飲む

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

一 玉味

玉味を好む者

但し酒神テ一日隔り申すゆゑのむかしとて

一日間とて飲む

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

仕也の味を好む者

一 酒をもちきつて之を修るは但、酒のあつてふとてを造る
 一 大石を八斗より寸許を半切らぬは、酒のあつてふとてを造る
 一 糖をもちけり
 一 生粉をもち、細かくして、酒のあつてふとてを造る
 一 五石四斗
 一 糖をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 米玉をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 石一斗六升

一 五石四斗、酒のあつてふとてを造る
 一 糖をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 生粉をもち、細かくして、酒のあつてふとてを造る
 一 五石四斗
 一 糖をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 米玉をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 石一斗六升

一 湯送、酒のあつてふとてを造る
 一 石一斗六升
 一 糖をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 生粉をもち、細かくして、酒のあつてふとてを造る
 一 五石四斗
 一 糖をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 米玉をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 石一斗六升

一 湯送、酒のあつてふとてを造る
 一 石一斗六升
 一 糖をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 生粉をもち、細かくして、酒のあつてふとてを造る
 一 五石四斗
 一 糖をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 米玉をもち、酒のあつてふとてを造る
 一 石一斗六升

酒造手引草 全

(表紙)

「伊丹市史」掲載
「伊丹酒造諸式控
帳」との比較

凡例

○ 右側の数字の
箇所は「伊丹酒
造諸式控帳」の
異字箇所。

○ 本文を読む上
で参考になる字
句、また意味の
異なる記述は註
記した。

○ 一字一字につ
いての違いは註
記していない。
したがって漢字
と仮名の違い、
言い回しの違い
は意味が変わら
ない限りとらな
かった。

- ① ②格
- ③ 五月
- ④ 「蔵」なし
- ⑤ 式表といたし
- ⑥ 「一」あり
- ⑦ さんたわら
- ⑧ てんぐ
- ⑨ この条項なし

伊丹酒造諸式之控

一大坂堂嶋米相場五月より十月迄北国古石^①、十月より五
月迄新石^②、或ハ米子米・加賀米・中国米・筑前米・肥
後米、是等五月・十月両度浜方寄合相談之上相定候事

一 例年秋田米ハ四五月より登り、此時分の内実三俵にて凡
九斗有物也、それより夏土用過候得は内味減少いたし八
斗四五升、或ハ式三升もあるべし

一 秋田蔵米三百俵買候時掛り物伊丹着ニ而升直段左ニ記ス
三ツニ付拾何匁替、蔵切手直段代何貫何百目

又銀式拾匁 大坂米問屋口銭

又式匁 入目、是ハ掛目ニ取

又五匁 掛賃

右は俵別ニ掛目改札付申世話料也

又米七斗 蔵鋪賃

右は中衆へ取申候、尤時の直段ニて代銀ニて相渡ス

何拾何匁替
代何拾何匁

又五斗 さし不入

何十何匁かへ
代何十何匁

右は見刺を中衆ニ不致候故也、見刺の米ハ中衆の取分
なり、右三百俵大坂の懸りもの

又三拾九匁 大坂より神崎迄船賃なり

又九匁 神崎蔵鋪也

又六匁 同所三百俵上賃也

又百四拾匁 神崎より伊丹迄駄賃也

惣々何貫何百匁

凡三俵有升ニ割付候時ハ伊丹着壱石ニ付何拾何匁と
相知れ申候事

一 当地米問屋より米買候時ハ、先秋田米、或ハ飯米等兩廻
しと申て拾俵掛ケ、其掛目を平均いたしなれ目をもつて

式俵出し一ツ俵ハ米主より廻し、一俵ハ買主より廻ス
⑥ 平秋田と申ハさんどうら外ニ有、蔵秋田と申ハさんどう

ら内ニあり、都而米問屋口銭ハ計り壱石付式分五厘ツ、
買主より払ひ申候、又出しと申て米主より問屋へ式分

ツ、取申候よし、米壱石付米主・買主兩方より四分五
厘問屋へ口銭相残り候事

一 新米物或ハ下夕納り物ハ兩廻しと申米有事、此米をてん
ぐとなづく

⑨ 新米升請合と申ハ其俵の商ひ也、或ハ石五升と売人受合

- ①「三」なし
 ②「式分五厘」買取申時ハ」までなし
 ③「是ヨリ」なし
 ④津軽米も下米ハあしく、上米ならよろし
 ⑤菅買七八百文式貫文位
 ⑥この条項なし
 ⑦新酒配入日限
 ⑧この条項なし
 ⑨澄
 ⑩「位」以下、かれあんはいを見て添かけ可申事、但しよくかれたる配は酒甘く相なり、若キ配は酒からくなるものと心得へし、扱又秋の土用すきねば、新米は配に成不申候也

右之米此方ニてはかり見申候而欠有之時ハ米主より欠引為候歟、又ハ米にて取候か相對可致事

一本納米其石買の物ハ少々欠ン米ハ用捨可致候、過分に欠米有之時は相對ニ可及候也

一本納米ハ及至石式升より石八升の物たりといへとも米問屋口錢ハやはり式分五厘ツ、払ひ候事

一神崎廻し新納米は神崎より伊丹迄石ニ壹匁四分の駄賃入候て升目ニ割候得は石ニ付何拾何匁と相知れ申也、其外

神崎問屋掛り物石ニ五分三四厘宛懸り申候也、駄ちんとも壹匁九分三厘入ル也

一伊丹にて納候米入札ヲ以直キニ買候時ハ式分五厘の口錢斗り、外ニ問屋江は落札ヲ此方へ買取申時ハ見を掛り式分、口錢式分五厘、メ四分五リン也

一兵庫にて米買候時は伊丹迄運賃駄賃凡式匁六七分掛り候也、欠ンとも二凡四匁五分位と見申候得は宜敷也

右は米買方の荒増也
 是ヨリ新酒配入れの事

一新酒配入と申ハ先年ハ八月彼岸よりハ四五日も前に配入いたし候得とも、当時ハ彼岸より後ニ初め申候、是全く近年江戸不景氣之故也

一新酒配米と申ハ先地廻り古米、或いハ尼崎納り・桜江谷納り、念入候時は淀山方・高槻上郷・伊賀様納り三穂様・小野原・粟生・福井・宿の所杯可然候事

一新酒配米ニ田舎米ハ加賀・姫路・淡路杯も宜鋪事

一新酒掛米ハ北国古米物第一也、先秋田米・加賀米宜鋪候、併庄内米ハ甚悪敷也^④

一八月彼岸五七日前より飯米・配米踏初め申事、尤配入日限ニよりて駈引有之候事

一配入日限より五七日前井戸替可致事
 井戸替賃ハ半日替式貫文、一日替四貫文より四貫五百

文斗り、是も井戸の浅深さによつて相違可在之候事
 一配米ハ一日ニ四白宛踏可申事

一掛米ハ一日ニ五白ツ、踏可申事、尤上酒ならハ掛米も四ツ踏也
 尤米踏ちん不相知候内ハ日雇賃にて踏せ候事、右之内ハ飯米を為踏候事

一配入日限より四日前に糶米洗ふ事
 但し、二日に蒸し夫より室へ入れ、三日目ニ糶蓋江盛り

四日目に室より出す也
 一配入日限ハ吉日を撰ミ候事

一配入之刻限は秋暑つよき故子の刻時分冷気を見合配入可申事

⑧ 一米洗ひ方ハ新酒四拾へんがし、寒酒五拾へんがし也
 一配入候て大淡の来る時分にぬくみきたる候也、それより

又々さめ候時分凡七日目位也、右を配おろし桶へ入れ、それより又四日目位、都合日限十日十一日十二日位かれ

あんぱいを見て添かけ可申事

よくかれたる配は酒甘く相成り、若き配ハ酒辛く相な

①この部分なし
②この部分なし
③「中かけ」以下、踊る事ハ一日あ
いだをおく事也

④この部分なし

⑤八石計五升

⑥糶米共ニなし

⑦にて以下、酒

三計七升五合

入、二樽を壹駄

として拾壹駄

片馬

⑧⑨⑩壹ッ仕込

二挿入

⑪「十七八」なし

⑫壹ッ仕込ニ挿

入

⑬「かく日」以下な

し

る物と心へべし、扱又秋の土用過ねば新米ハ醗に成り
不申候也

新酒仕込方之事

一 醗糶米一ツ分 白米壹斗七升

一 醗の味一ツ分 白米五斗

〆 壹醗分 〆六斗七升

〆 水六斗汲候也

但し、水壹斗ハ八升入ごんぶり桶六はい也

一 添糶米 白米貳斗六升五合

一 添の味 同八斗六升五合

〆 壹醗分 〆 壹石壹斗三升

右仕込ノ味糶四ツ一ト分ヲ添トする也

添水九斗汲

但し、十日十一日十二日見合ニかけ候也

一 中ノ糶米 白米五斗貳升五合

一 中ノ味 白米壹石七斗貳升五合

〆 壹醗分 〆 貳石貳斗五升

右仕込ノ味糶半分ヲ中とする也

中ノ水壹石六斗汲

但し、添掛テ一日踊り中かけ候事、おとるといふハ

一日間を置候事也

一 仕廻糶米 白米壹石六升

一 仕廻の味 白米三石四斗四升

〆 壹醗分 〆 四石五斗

④ 右添ノ味糶四ツ分ヲ仕廻トする也
仕廻の水貳石四斗汲

但し、中添かけて翌日掛るなり

惣白米〆八石五斗五升、但、糶米共ニ二升ハ正味也

惣水〆五石五斗 水壹斗ハ八升也、訳左ニ記す

水惣〆五十五はいと申ハ一はいを一斗ハ八升入ごんぶ

り桶也、正味四石四斗也

右之通水汲候時ハ壹醗にて酒七計五升入樽ヲ壹駄として、

〆 拾壹駄片馬、或いハ十式駄も有事あり、其年の模様

によるへし、念入候酒ハ水のしめかた可有之事

一新酒ハ壹醗を半切六枚ニ仕込三日目に四枚ニ寄せ、五日

目ニ三枚に寄せ、夫より半切にてぬくみを取り、さめ候

時に醗おろし桶へ入可申事

一 壹ッ仕廻の手まへニて半切百七拾枚より貳百枚余り入も

のと心得可申事

一同 醗おろし桶十七八本より廿本余り入物と心得べし

一同 三尺桶廿五六本より卅本迄入用の物と心得可申事

一同 糶蓋四百枚はかり入用之物と心得可申事

一同 白ハ八十五六より十七八と心得可申事

一同 添ハ三尺壹本ニ仕込候事

一同 中ハ貳本ニ仕込可申事

一同 仕廻ハ四本ニ仕込可申事

但し、仕込ハ一日ハ貳本ぶりを二醗桶へ仕込ミ、貳本

ハ三尺桶に仕込、一日ハ三尺桶はかり四本ニ仕込、か

- ①「尤」以下なし
- ②「水」以下なし
- ③「水」以下なし
- ④しかし斯はかり
テなし、米も糶
も割方口伝あり
- ⑤五
- ⑥四
- ⑦「五」なし
- ⑧「百三拾貫目よ
り」なし
- ⑨「上ヶ下ヶ共」は
「揚ヶ酒とて」
- ⑩伝法・西之宮と
三分直連在之候
得共、七月運賃
勘定之せつもと
り申候事
- ⑪⑫この条項前条
に含まれる
- ⑬渡し
- ⑭「金」以下「直し
て」までなし

く日ニ右之通にて仕込参り可申事

一新酒仕廻掛テより十一日十二日目ぐらゐに酒をあげ、それより澄シ桶へ入れ五六日目に樽詰メ致候事

一間酒仕込方米のまし方右ニ准す、水の汲も右ニ准すべし

間酒と申ハ配入日限より廿日め又ハ廿式三日目ニ添へかけ、それより中仕廻掛廿日位酒あげ可致事、尤白米古米にて候ハ、揚日見はからい可致事

一寒前酒仕込方米増方右ニ准す、水の汲様も右ニ准す

寒前酒と申ハ三十四日位ニ添掛、中仕廻かけ、それより廿日余りニ揚可致事

一極寒酒米増方右ニ准す、水の汲方右ニ准す

極寒酒といふハ配入日限より四十五日目位添かけ、中仕廻掛、夫より卅七八日四十日目位ニ揚酒可致事

右間酒・寒前・極寒米の増方、往古ハ糶も右に准し相増候事ニ候得共、唯今ハ譬ハ新酒に三斗増候得ば右三計を添の味五升増、中ノ味へ壺斗増、仕廻の味へ壺計五升増仕り候儀甚宜敷候也、糶も共ニ相増候而は甚勝手あしき物也、相心得可申事也

一酒ハ米より汁四歩出ルもの也、餅米よりハ汁三歩出ルもの也

一酒揚候而細高桶入て澄シ灰壺配ぶりに壺升四五合入候事、併是ハ駈引可有事

一新酒は中三日澄し樽詰いたし候、是を荒おりと云也

一寒前・極寒酒ハおり引と申て、細高桶より或は四尺桶又

ハ大桶へ入れ替申事をおり引と申也、日数ハ卅駄入置候得は樽詰も三十日置也、是を駄済と申事

一新酒は時々ニかいを入候也、是を則チ時かきと申候事、間酒よりハ冷氣に成候故時がきにも不及候事

一囲酒ニ火入候ば入梅前宜と申也、右之時分樽囲ニ火を入れ候と百駄の手前にて小詰酒四駄程入物也

一新木大割ハ酒壺配に百三拾貫目より百四五十貫匁程入もの也

一酒一駄神崎迄の駄賃壺匁四分、但し新酒之時分ニハ上ヶ下ヶ共壺分上り壺匁五分ニ成事也

一酒拾駄神崎蔵敷九分
一酒拾駄伝法・西ノ宮江船賃三匁六分

一酒拾駄安治川江船賃三匁九分、但し伝法・西ノ宮と三分直連有之候得とも七月運賃勘定之節戻り申候事

一同十駄江戸江の運賃六拾五匁より七拾匁迄の事、内拾匁は下り銀と申江戸にて相渡、右残りを毎年七月に惣勘定可仕候事、右運賃之内へ冬分銀子致内渡し候得は、利足一ヶ月に一步一朱半の利足を呉レ候事

正・二月出し候へは九朱半也、三月よりハ八朱半也

一拾駄江戸間屋口銭代金に六歩の物也、譬ハ酒十駄金拾五両ニ売候時金六拾匁かへ九百目也、右六歩にて五拾四匁也、是を又金ニ直して金三歩と銀九匁成候事

一同拾駄江戸支配方江送り申候時ハ間屋口銭外ニ銀六匁五分支配料として遣ス事、江戸住吉講と申ハ支配方の事也、

①「七」なし
②「当月」以下なし
③「判」

支配と申ハ二階住ミの事也、又已前ハ支配をせげんと申候也

一酒江戸表へ入船日限より五十日目売付来り候事

一同売付より五十日目二代金登り申事

一新酒売代金正月六日ニ江戸より為登申事、右之金初登り

といふて当地着正月十四五六七日頃也

一金百両江戸より登り候得ば、正金百両付壹匁五分ツ、上

り金打掛り申候事

一近年南鑛金出来付打銀掛り申候、尤仕切勘定之目錄に委

細分り候也

一近年ハ多く為替ニ相成候故登り金無数、依之為替之案文

左之如し

状日 当方ハ二・五・八
江戸ハ二・六・九

請取申為替金之事

一金何百両也

右は何之守様御下シ金於当地髓ニ受取申候処実正也、此

代り金当月何日切江戸御屋鋪何氏何殿御受取被成候条、

日限無相違御渡し可被成候、尤裏書御印形御取登せ可被

成候、為後日為替手形依而如件

年号月日

何屋何兵衛判

江戸何町

何屋何兵衛殿

右は近在御代官所、又ハ大庄屋杯にて取組候案文也

請取申為替金之事
一金何百両也

但シ、通用金、^②当月何日

渡り
右は何守様御下シ金何屋何兵衛殿以取次致為替、於大坂髓

請取り申候、此替り金於江戸当月何日限当日右御屋敷御

役人中并ニ何屋何兵衛殿江右日限無相違御渡可被成候、

為後日為替手形仍而如件

年号月日

何屋何兵衛

江戸何町

何屋何兵衛殿

右は大坂両替ニ而取組候案文也

為替金置手形之事

合金何百両也

右は何守様御下シ金何屋何兵衛殿以取次致為替、於大坂

髓ニ請取申候、此代り金当月何日限右御屋敷御役人中并

何屋何兵衛殿江同所何屋何兵衛方より可相渡筈之、何屋

何兵衛印形之下り手形別紙壹枚相渡申候、万一於江戸相

滞儀在之候ハ、於当地拙者共方より急度一可申候、為後

日為替置手形仍而如件

年号月日

何屋何兵衛判

請負人 誰^③

何氏何之丞様

何屋何兵衛殿

右は大坂両替置手形案文也

- ①「五」なし
- ②墨
- ③役人中様
- ④春なれば

一金百両江戸より正金駄質伊丹迄拾壹匁五分

一江戸へ早序飛脚質貳百五拾文、但し大封なれハ少々高直也

一同並状質五分、但し大封なれ少々高直也

右年中ふせ置候得は拾五六匁より四拾匁位まで、是も家々

にて相对相違可申候事と承り候也

一状日ハ江戸ハ二・六・九、当地ハ二・五・八日也

新印出し候時年番江書附之事

乍憚書附ヲ以御断奉申上候

黒印ニテ

焼印ニテ

右之通手酒樽印ニ相用津出仕度候、御聞届被下度奉願上候、以上

年号月日

何屋何兵衛判

酒家御年番様

御代官様御下向之節酒家中会所へ御礼ニ上り候時病氣断之書付案文左之如し

乍憚書付ヲ以御断奉申上候

一何屋何兵衛義病氣付代何兵衛以御礼相勤申度候、右

御聞届被成下度奉願上候、以上

年号月日

何屋何兵衛

代何右衛門判

酒家

御年番様

すまし灰拵様之事

一豊後灰壱斗内へ本石四升五合入、それをもみぬき壺へ入る、扱又始め俵をあけてよくふるひ、跡のふるひ粕にてたれ水をこしらへ、右をすまし灰のしめりニ拵申候、此外二口伝有之候

直し灰拵様之事

一本石壱斗ニ豊後四升鍋にていりしめりをかい申候

もろみ灰の事

一本石壱斗之内へけやき壱升、豊後三升、右をよくいり候而しめりをかい申候、是も色々拵かたあり、余ハ口伝をうけ可申事、荒増を書記申候

一豊後と申ハ灰の名也

一本石と申ハ上白灰の事也

一けやきと申ハけやきの灰也

水山拵様之事

一水壱斗三升、けやき壱斗、本石壱升、右を壱斗ニせんじ

詰メ申候、此外口伝有

味醂仕込方之事

一焼耐拾石

餅白米九石貳計

糝米貳石八斗 内壱石余りも柱ヲ入レ申事

ノ拾貳石

右仕込日より翌日かき入れ三日目又ハ四日目五日目かき入れ、都合七度程かき入れ申也、廿五日位ニ揚申

- ①「揚申」なし
- ②「拾貫目俵」は「粕」
- ③「斗り」なし
- ④「十式三本はかり」は「拾三本」
- ⑤⑥「斗り」なし
- ⑦この条項なし
- ⑧「一」なし

事、但し往古ハ七日目〳〵ニかゝいを入れ七七日四拾九日

目ニ揚申候故此酒を祝義ニハ用ひ不申候と承り及候事、

扱又味醂揚申前ニウハすみヲ汲可申事

本直し仕込方之事

餅白式石八斗

糀米壺石式斗

メ四石 桶壺本分

但し、かい入れあけやうハ味醂同前の事

○糀仕様之事

一食シハ人肌にさめ、もやしをふり床へ入、筵をかぶせ、

昼時より晩ン元トまで置、くたき、翌日朝くたき蓋へ盛

蓋をして置、昼時分迄置、ぬくみまいり少々かたまり候

節さかし、又蓋してやはり盛て置、晩まで又々見合、か

たまり候節さかし候得はそれよりよく候事

一新酒生粕壺本より拾貫目俵七俵半より八俵有物也

一間酒生粕同断

一寒前・寒酒拾貫匁俵八九俵より十一式俵有物也

右何れも少々の増減ハ不同有べし

一味醂并二本直しの粕ハ米壺石より拾五六貫匁の積り出る

物也

一焼酎は生粕拾俵付五斗五升宛、生粕拾四俵ニて壺駄宛取

候事、尤湯毛取也、さめてハ減少可致事

一焼酎取生粕百貫匁ニ摺糠五貫匁宛入候事

一干粕屋へ渡す時生粕九拾五貫匁相渡し、糠共ニメテ百貫也

一生粕拾俵より干粕八貫匁入七俵半より八俵有也、右干粕

干人ニほさせ候体は百貫匁貨銀此方干粕ニして七俵半た

わら請取候也

械之事并入用道具壺ツ仕廻之積りニて左之通

一酛かい拾本斗り入物也

一三尺械拾壺式本斗り入物也

一酛おろし械五本斗り入物也

一二酛かい十式三本はかり入物也

一ため桶色々にて拾式三斗り入物也

一杓いろ〳〵ニて七八本斗り入物也

⑦飯だめ五ツ六ツ斗り入もの也

一狐口桶式ツの事

一口桶式ツ之事

一揚盥壺ツあれバ宜し

一酛水升壺ツあれバ宜し

一糀升壺ツ有ハよろし

一水ト渋ト担桶色々にて七八荷入物也

⑧一かすり七ツ八ツ入物也

一男柱居様之事

一男柱ハだき石少々ニても柱のはだすき候と忽チ柱上り候

也、兎角だき石ハひつたりと添ハねば上ルと心得べし

酒壺埋メ様之事

- ①た
- ②「是も」以下なし
- ③「燈油之事」なし
- ④売
- ⑤「八日」は「七日・八日」
- ⑥「それも」以下なし
- ⑦「新袋ハ十へん斗染メ候也」なし
- ⑧から確
- ⑨「しかし」以下なし
- ⑩込
- ⑪足
- ⑫利足共也、式口メ六百八拾壹匁四分五厘、酒拾壹太片馬たりとして割は、銀五百九拾式匁五分と成也
- ⑬「金」と「時」のあいだに「之」あり
- ⑭「元附金」あり
- ⑮小
- ⑯多キ年小米多し

一 酒壺を埋め候にハ端夕を砂にておほひ申候事專一也、常の土にて壺のはだを埋め候と掛石の響きにて破れ申物也

掛石之事

一 船一艘にかけ石凡卅斗り、是も船大小にて駈引有べし

燈油之事

一 一壺ツ仕廻に燈由八九斗入る物也、但し燈油買候義ハ一升掛目四百卅匁にて調可申事、尤小とほしハ壺ツ仕廻に拾ヲ斗入物也、猶又かわらけ掃除勘弁可有事

土用洗の事

一 一壺ツ仕廻手前にて七八人にて天氣宜候ハ、八日日程ニ出來可申候、それも天氣次第と知るへし

洗搗之事

一 一洗柿壺石を確にてよくはたき桶へ入れ水を壺石汲ム、よく交て船にてしほり候事、尤洗染之義は袋式百の手前ニ壺人かゝりと積り候而宜し

一 とんど袋ハ二へん染、中袋ハ三べん染、二年づかいハ四五へん染、新袋ハ十へん斗染メ候也、但し新袋無之時ハ袋一ツニ洗四合当テの積りにて調候得は宜候、新袋ハ壺ツニ柿壺升と積り候て柿求め可申事也

一 碓居へ様ハはけなげ四寸位、棹ハ七寸位也、しかし家々にて少々違有べし

酒元付見様之事

一 一警バ八石八計仕廻

此黒米一割減りとして

九石六計八升

五十八匁かへ
代銀五百六拾壹匁四分五厘

又百式拾匁 入不定雜用銀也

但し、諸雜用銀ノ利足入れて右百式拾匁にて宜鋪候也、是も家々ニよりにて相違アリ、荒増百廿匁にて宜鋪也

式口合六百八拾壹匁四分五厘

一 警ハ是を十一駄片馬たりとして割ハ五百九拾式匁五分となる也、是ニ乃至

八拾三匁 樽代

凡四拾五匁 江戸口銭

六拾七匁 運賃

六匁五分 支配料

五口合七百九十四匁トナル

是を金時の相場ニ割ハ先六拾匁として

拾三兩拾三匁九分九厘と成る也

一 一米壺石より糖壺斗はかり出ル者也、尤古米多キ年ハ壺斗余も有

一 一米壺石より子米式升壺式合出ル、尤米の減り多く少なくよる

一 一米壺升の重サ三百八九拾匁あり

一 一酒壺升重サ三百七拾匁位、但し酒のこきうすきて大キニ違ウ

- ① 込
- ② 半切へ入れ」なし
- ③ 但し丸米にかきらす、古小米二成者也、三品ノ五石五斗
- ④ 表表ニ而三斗宛成者也、三品ノ五石五斗
- ⑤ 右三品之升高ニ式合塩也
- ⑥ 右之仕様以下なし
- ⑦ 「味醂」は「美淋樽」
- ⑧ 「式枚位之事」は「式枚位壳申候事」
- ⑨ 表太分拾式ひろ
- ⑩ 老
- ⑪ 七

ごと味噌仕様之事^①

一大豆六計よく蒸候て半切へ入れふみつぶし候事

一糶老石式計^③

一生粕拾式俵、細かにくだき此升三石六計有^④

ノ五石四斗

一塩老石八升、但し式合塩也^⑤

右之仕様はあめを打和らかに仕込置可申事、是も家々ニより違あるべし

しつくい仕様之事

一赤土老計

一石灰六升

右をよく交てにかりを打て程よくしめらし、石之はけにて底へ油を引、きねにて搗きかため申候事

輪替之事

一樽屋工手間老ツ仕廻にて五拾工程入ル、是も其年の模様

と知るべし、但し輪竹の直段六寸老荷ニ付代三寸八分位、

七寸老荷付三寸八分位、八寸老荷付代五寸、九寸一荷七

寸四五分位、是も時ニよるへし

酒造一式諸道具直段荒方左之通

酒樽木渡し之事

一新酒樽拾駄

代銀八拾五匁位

内六拾五匁木代として相渡ス、式拾匁ハ手間賃として

相渡ス也

一間酒樽拾駄

代銀九拾式匁位

内式拾匁ハ手間賃也

一寒前樽拾駄

代銀百式拾匁位

内式拾匁手間賃也

一寒酒樽拾駄

代銀百三拾匁位

内式十匁手間賃也

一味醂・本直し樽拾駄

代銀九拾式匁位、但し每高下有之也^⑦

右は木渡し也、銀樽と申て銀子にて買請候樽は家々直段相違可有之事

一樽卷筵銀老匁ニ四枚より三枚半、式枚位之事^⑧

一立縄百駄付代銀六匁より八九匁、拾匁位之事^⑨

但し、老駄分拾式尋宛入ル物也

一飯筵廿枚付代銀五匁より五匁五分位

一印墨ハ大形拾丁代八九匁位、小形ハ三四匁位

一弁柄朱一袋式匁より式匁五分、三寸四五分

一印所大焼印ハ百匁より百四拾匁、五拾匁迄^⑩

一御改之御印代銀廿五匁、但し年番より出ル

一ふのり代老匁付掛目百四拾、五拾匁位

一さゝら老匁付代三寸より三寸四五分

一焼酎上鍋六匁位、下夕鍋八匁位

一碓のさほへし角にて一本ニ付代五匁位、角造りにて一本

八匁位

一澄灰かぢけ老升代八分位^⑪、もろみ灰代八分位

一碓の杵木五葉長サ老間付代拾匁位

- ①元緒廿五貫掛り代銀四拾匁位
- ②元緒三貫五百目掛り代六匁六分位
- ③元緒五拾匁掛り代四匁三分位也
- ④本
- ⑤六七分
- ⑥四匁式分五厘位
- ⑦「藤わらび繩」以下なし
- ⑧より四拾五六匁挿入
- ⑨鍬
- ⑩「火箸類」なし
- ⑪「一」あり
- ⑫「くろまき」は「高まき」
- ⑬「式」なし
- ⑭但し以下なし
- ⑮三尺わたり
- ⑯艘
- ⑰老
- ⑱揃
- ⑲「口前ハ」以下なし

一大千木元廿五貫代四拾匁位、元三貫五百代六匁六分位、秤元ト五拾匁代四匁三分位

一万石通し代廿五匁位、千石通し代四五拾匁位

一確横がみ一挺荒木にて代式分五厘位

一確の付石代三匁四五分位、重サハ八貫目程有物也

一確のはけ代拾六七匁より廿四五匁迄

一杵かすがい一ツ五六文くらい

一藏働人寝ごぎ一枚代五分より六分五厘、七分迄

一竹田椀十人前四匁式三分

一箕一挺代九分位 藤わらび繩たばによつて高下有り、依之直段不記

一つるかけ升五匁七分位

一米見杓一本代老匁位

一計升代八九匁

一かなてこ掛目百匁付老匁式分金位

一井戸釣瓶の鉄輪一対にて代卅四五匁^⑧

一備中□百八九拾匁かね位、ぢうのふ又ぶり火箸類同断

一小燈老挺代三四匁位

一葉觀四五升入代拾老匁より十式三匁迄、是も掛目ニよるべし

⑩ 銅戸樋老實匁付十六匁より已上ノ事

一洗場せいろう代四拾匁位

⑪ 一くるまき式尺廻り代五拾匁位

一 同老尺八寸廻り代四拾匁位

一新大桶式甑入老本代銀三百五拾匁より四五百目之事

一同蓋五六拾匁、是も高下可有之事

一新三尺桶一本付代五拾匁より七八拾匁迄之事

一新半切老枚代拾匁より拾式三匁位之事

一こしき桶まさめにて代銀式百匁より五百目迄の事

⑫ 但し、桶大小にて高下有

一大釜四尺渡り代銀九百匁位之事

一脇釜渡り代銀式百五拾匁位之事、又三尺五六寸代銀六百匁位

一 酒船拾式石一艘代銀七八九百目位之事

一式艘ざし男柱代銀三四百匁より五百目位之事、但し長サ

式間半、大キサ式尺角にて

一老船ざし男柱百匁より百卅匁位、但し松木ニ而ハ格別直

段安ク也

一 はね木拾式石代銀百三十匁位、但し、長サ三間半入用之

もの也

一 洗半切□枚にて四五拾匁位、但し檜にて

一 横井戸かわ四尺印籠次キ一柵代銀六拾匁より七拾匁まで、

⑬ 已前ハ卅匁より四拾匁迄ニても有之よし

一 酒袋代老ツ老匁位

綿直段によつて高下在之候、但し質にておらせ候時ハ

繰綿老實式百目相渡し、長サ式尺五寸之袋四拾式此方

へ請取、質綿十三匁位之事、扱又拾式石の船にハ袋数

三百八十位入り可申事

- ①掛目四百五拾匁
- ②劫
- ③「百」は「百本二付」
- ④遍
- ⑤「五分」なし
- ⑥「一ト升也」なし
- ⑦「小なからと申」
- ⑧「は」小半合
- ⑨「是も」以下なし
- ⑩「せ」
- ⑪「のだちん」なし
- ⑫この条項なし
- ⑬この条項なし
- ⑭黒木三寸代七八分
- ⑮この条項なし
- ⑯新
- ⑰この条項なし
- ⑱新
- ⑲この条項なし

一 糶蓋一枚付五六分、八九分、沓匁、沓式分迄
但し、蓋の善悪大小によつて高下可有事

一 洪柿沓石代銀拾匁より高直成年ハ廿匁余りの事

一 あきたわら沓匁付数拾式三之事

一 口張紙上せんくわ古帳掛目沓貫匁ニ付代十沓匁位

一 一簀木代沓匁付四百卅位之事

一 一本瓦平瓦にて千枚付六拾匁より八九拾匁迄の事、勘略千枚付代八十匁より百卅匁迄の事、但し道具ハ式枚増也

一 一釘ハ二連沓匁六分位、三連式匁六分、十本物沓匁七分、並沓連百本式匁沓分、大一連沓匁七分、大四寸百三匁五分、並四寸百本式匁五分位之事

一 一土一ト升代廿五六匁位、但し庭付、尤一ト升とハ沓坪の事なり、一間四方高サ沓尺五寸五分四ツにて一ト升也、一はいハ小なからと申也

一 一同貫目持は廿貫ニ付廿文より三拾文迄、是も銭の高下によつて相違有之

一 一下モ薪買申時ハ代銀二三歩之口銭也、外^{ホカニ}二百駄付五匁繩代、尼崎より四拾式貫匁一駄にて六束宛、一束七貫匁束也、駄賃此方払也

一 一伊丹より尼崎へ駄賃沓匁七分

一 一尼崎より伊丹江登り駄賃沓匁五分、但し、米屋中よりのだちんは沓匁六分

一 一尼崎問屋蔵鋪一駄二三分

一 一尼崎より大坂への運賃三分

一 但し、是ハ糖^糖小米運賃也、酒ハ一駄付運賃・蔵敷九分、是も十駄ならハ七匁五分ニまけ候也

一 煎茶式拾斤入代拾匁より十沓匁位也

一 室菓ハ沓匁二五貫匁より八九貫匁迄、是モ年ニよつて高下有

一 下有

一 摺ぬかハ沓匁二六七貫匁より拾貫匁迄、是も年ニ依高下有

一 一組^⑮ハ沓匁二四本半より三本半迄

一 一松木大割ハ沓匁二拾式貫より上枯八九貫匁の事

一 一割沓匁二七八貫匁より五六貫匁迄、是も年ニよるべし

一 一りん木三本沓本代七八分

一 一愛宕日の挑灯一張り代百卅文より百五六拾文まで

一 一十露盤代沓匁五六分より拾匁迄

一 一傘式匁三分より式匁七八分迄

一 一米ふみはつてふ笠十四五文より十七八文迄

一 一雑皿十ヲ付沓匁位、茶のみ茶碗沓ツ拾式三文位

一 一髪結賃凡沓ケ月百文ツ、併是も人々にて少々の増減有べし

一 一雑箸百膳付四分くらい也

一 質銀之事

一 一蔵働人給銀ハ米踏賃より蔵船人沓分高也、其外働人とは右ニ準す、但し、杜氏・糶右衛門の給銀ハ家々にて相別有べし

一 一大工作料

一 式匁六分

- ①式刃式分あつち飯
- ②この行なし
- ③店(以下すべて)
- ④場(以下すべて)

一 酒船大工作料	三刃			上念長兵衛
一 左官作料	式刃八分			総屋甚左衛門
一 屋ね屋作料	四刃五分			村田利右衛門
一 石屋作料	式刃六分			藤田伊兵衛
一 樽屋作料	皆切賃式刃式分			塩屋九兵衛
一 疊屋作料	式刃八分			
一 木挽作料	式刃六分			
神崎問屋之事				
一 山県八重郎		一 濃州関之居	江戸酒問屋并住吉講中	立木市郎右衛門
一 辻治左衛門		一 江戸地店	右売物 ^④ は南新川、居宅ハ伊勢町	溜屋久兵衛
一 大坂屋吉兵衛		一 伊勢之居	右売ハ北新堀、居宅ハ堀留メ	藤田徳右衛門
一 問屋太郎兵衛		一 江戸地居	右売物ハ北新堀、居宅ハ塩がし	川口忠兵衛
一 同 惣右衛門		一 江戸地居	右売物は南新堀、居宅ハ塩がし	内田六右衛門
ノ五軒		一 江戸地居	右売物ハ南新堀、居宅ハ伊勢町	
積問屋之事		ノ五軒 ^{戸懸} 瀬物町組也		
一 伝法		一 江戸地居	右売物ハ北新川、居宅南新川	樋口屋徳兵衛
一 同		一 江戸地居	右売物ハ北新川、居宅南新川	高嶋甚助
一 同		一 江戸地居	右売物ハ南新川、居宅ハ中橋	
一 同		一 江戸地居	右売物ハ南新川、居宅ハ中ばし	高島新七
一 安治川				
一 鹿嶋屋喜右衛門				
一 吉田喜平治				
一 津国屋勘三郎				
一 毛馬屋兵五郎				
一 千足甚十郎				

①南
② 鴻池伝右衛門に
ついて記載なし
③河

一江戸地居	溜屋久右衛門	右うり物・居宅とも北新川	松浦与三太良
右売物ハ北新川、居宅ハ呉服町		一灘大石之居	
一江戸地居	尼屋利兵衛	右売物・居宅とも南新川	鹿嶋庄助
右売物ハ北新川、居宅ハ鉄砲洲 ^洲	岸田屋安兵衛	一江戸地居	鹿嶋利右衛門
一灘住吉ノ居		右売物・居宅共南新川	
右売物は南新川、居宅ハ中ばし	塗屋嘉右衛門	一同	山路信右衛門
一江戸地居		右売物・居宅共南新川	
右売物ハ北新川、居宅ハ八丁堀	山本喜右衛門	一今津ノ居	
ノ七軒中橋組也		右売物・居宅共南新川	
一江戸地居	呉田彦治次郎 ^{次郎}	ノ十式軒南新川組也	大和屋又右衛門
右売物・居宅共南新川		一池田居	総屋利兵衛
一灘呉田居	播磨屋新右衛門	右売もの・居宅とも北新川	
右売物・居宅共南新川		一伊丹居	加勢屋忠三郎
一江戸地居	鴻池屋藤兵衛	右売物・居宅とも北新川	
右売物・居宅共南新川	鴻池伝右衛門	一池田居	大和屋太兵衛
一同 ^②	坂上伝右衛門	右ハ売物・居宅共北新川	高浜弥三右衛門
右売物・居宅とも南新川	池田屋仁兵衛	一灘二ツ茶屋居	川井与次兵衛 ^③
一伊丹ノ居	赤穂屋次郎右衛門	右売物・居宅共北新川	松本勘兵衛
右売物・居宅とも南新川		一池田店	
一池田之居		右売物・居宅共北新川	
右売物・居宅共南新川		一江戸地居	
一伝法之居		右売物・居宅共北新川	

①以下「伊丹酒造
諸式控帳」欠落

一江戸地居

鹿嶋清兵衛

武拾軒北新川組也

右売物・居宅共北新川

丸屋六兵衛

一伊丹居

右売場ハ茅場丁、居宅ハ坂本町

小西新右衛門

一江戸地居

千代倉次郎兵衛

一西宮居

右売場ハ南新堀、居宅ハ坂本町

小西甚兵衛

①尾州鳴見居

万屋清兵衛

一同小西別レ居

右売場ハ南新川、居宅ハ坂本町

小西四郎兵衛

一江戸地居

池田屋清九郎

一江戸地居

右売場茅場町、居宅とも

福山源兵衛

右売物・居宅共北新川

伊坂市右衛門

一同小西別居

右売場・居宅共茅場町

紙屋八左衛門

一江戸地居

津国屋喜右衛門

一江戸地居

右売場・居宅共茅場丁

小西宗兵衛

右売物北新川、居宅共

池田屋喜兵衛

一江戸地居

右売場・居宅共茅場町

鴻池太郎兵衛

一伊勢居

松屋清助

一江戸地居

右売場南新川、居宅ハ茅場町

菊屋治兵衛

右売物・居宅とも

池田屋利右衛門

一江戸地居

右売場ハ南新川、居宅ハ茅場町

道明德右衛門

一勢州居

池田藤右衛門

一勢州居

右売場・居宅とも茅場町

竹川彦左衛門

一江戸地居

松浦伊兵衛

一同合拾老軒茅場町組也

是より住吉講中

右売物・居宅共ニ南新堀

池田屋喜兵衛

一江戸地居

右売場・居宅共茅場町

同栄蔵

一江戸地居

池田屋喜兵衛

一江戸地居

右売場・居宅共茅場町

同栄蔵

右売場・居宅共南新堀

池田屋喜兵衛

一江戸地居

右売場・居宅共茅場町

同栄蔵

一江戸居

池田屋喜兵衛

一江戸地居

右売場・居宅共南新堀

同栄蔵

右売場・居宅共南新堀

池田屋利右衛門

一江戸地居

右売場ハ南新川、居宅ハ茅場町

同栄蔵

一江戸地居

池田屋利右衛門

一江戸地居

右売場ハ南新川、居宅ハ茅場町

同栄蔵

右売場・居宅共南新堀

池田屋利右衛門

一勢州居

右売場・居宅とも茅場町

同栄蔵

一江戸地居

池田屋利右衛門

一勢州居

右売場・居宅とも茅場町

同栄蔵

右売場・居宅共南新堀

池田屋利右衛門

一勢州居

右売場・居宅とも茅場町

同栄蔵

一同松浦別レ居

池田屋利右衛門

一勢州居

右売場・居宅とも茅場町

同栄蔵

右売物・居宅共南新川

池田屋利右衛門

一勢州居

右売場・居宅とも茅場町

同栄蔵

一 灘吳田居	南新川	吉田彦次郎	一 西ノ宮居	小田原丁横町	真宜喜兵衛
右吳田彦次郎二階住ミ			右自宅		
一 江戸地居	同町	雜喉屋弥右衛門	一 今津居	南新川	飯田卯之平
右山本喜右衛門二階住ミ			右山路信右衛門二階住ミ		
一 伝法居	同丁	赤穂屋四郎兵衛	一 伊丹居	北新川	加勢屋与一兵衛
右赤穂屋次郎右衛門二階住ミ			右総屋忠三郎二階住		
一 江戸地居	同丁	堺井清兵衛	一 灘かうへ居	同町	俵屋孫三郎
右播磨屋新右衛門二階住ミ			右同人方二階住		
一 灘大石居	南新川	松浦庄兵衛	直請問屋之事		
右松浦与三太郎二階住					
一 灘二ツ茶屋居	北新川	高浜八郎右衛門	一 伊勢町		内田六右衛門
右高浜弥三右衛門二階住			一 同		立木市郎右衛門
一 江戸地居	北新川	村上源右衛門	一 堀留メ		溜屋久兵衛
右万屋清兵衛二階住			一 中橋		高嶋新七
一 西ノ宮居	堀江丁	西宮勘左衛門	一 同		岸田屋安兵衛
右自宅			一 南新川		坂上伝右衛門
一 西ノ宮居	小田原町	十文字屋源兵衛	一 北新川		池田屋仁兵衛
右松本勘兵衛二階住			一 同		大和屋又右衛門
一 江戸地居	茅場丁	安国善左衛門	一 同		加勢屋利兵衛
右自宅			一 同		大和屋太兵衛
一 江戸地居	吹屋丁がし	小西吉兵衛	一 南新堀		高浜弥三右衛門
右自宅			一 南新堀		池田屋清九郎
			一 南新堀		伊坂市右衛門

一茅場町

一同

一同

一同

一同

一坂本町

一同丁

一同

新米地廻り口米事

四斗俵 一尼崎納米

四斗 一麻田納り

五斗 一山本丸橋

五斗 一右京様

五斗 一桜井谷米

五斗 一安部助九郎様

五斗 一壺井

四斗 一永井伊勢様

四斗 一大橋納り

五斗 一竹中納り

四斗 一渡部喜右衛門殿

五斗 一米谷

四斗 一高槻米

一畑ヶ山

菊屋次兵衛

竹川彦左衛門

鴻池栄蔵

紙屋八左衛門

鴻池太郎兵衛

小西甚兵衛

小西利右衛門

小西四郎兵衛

五計俵 一豊後様

五斗 一森納り

五斗 一大嶋米

四斗 一熊次郎様

五斗 一彈正様

五斗 一船越納り

五斗 一仙石様

四斗 一淀下夕納り

四斗 一味舌米

五斗 一拓植

四斗 一青木九十郎殿

五斗 一御願塚

四斗 一粟生谷

四斗 一青山

五斗 一鈴木

五斗 一土肥様

四斗 一広瀬水無瀬

一三田米

一西の宮

一長谷川

石四升

石五升

石三升

石三升

石三升

石七升

一大工米

四斗 一清水殿

五斗 一田安米

四斗 一森川

五斗(家) 一郡下

石式升

石五升

石五升

石四斗

石五升

右酒造入用の荒増を書記し此道を中心とする者の一助トも
なす事志かな

安永九年 庚子正月吉辰

筒井又右衛門修就

撰之